

市政だより

おがぎき



福山市親善使節団歓迎市民芸能祭

〈 主な内容 〉

表紙

▷写真

2ページ

▷みなさんの要望にこたます「こだま号」
▷岡崎市と友好を深めた福山市

3ページ

▷春の火災予防運動
▷市民随想

4ページ

▷働きながら学ぶ生徒を募集
▷市政にみなさんの声を

5ページ

▷国民健康保険だより
▷自転車の防犯登録をしよう
▷文化財めぐり

6ページ

▷三河郷友会学生寮入寮者募集中
▷市民交通傷害保険に加入しましょう

▷壮年体力テストの実施

7ページ

▷宅地開発許可等の事務移譲
▷4月から建築確認事務の一部が市に移管されます
▷屋外広告物の設置は必ず許可を

8ページ

▷市民相談室
▷不要犬の巡回買い上げ
▷休日緊急当直医師

'72 3 / 1

編集と発行 岡崎市役所企画
227 全戸配布

みなさんの

要望にこたえまする

「こたえま号」

……生活には困ったことが……

わたしたちの暮しの中には、つねに困ったことや、希望したいことがたくさんあります。このことが解決できるよう、市民課市民相談室においてご相談に応じております。都市化はますますはげしくなり、ご相談に応じた問題を少しでも早く処理できるよう、このたび相談室専属の車「こたえま号」を配車いたし、事務効率化をはかりました。

岡崎市の人口

(昭和47年2月1日現在、住民基本台帳および外国人登録人口による)

| | |
|-----|----------|
| 男 | 107,020人 |
| 女 | 109,778人 |
| 計 | 216,798人 |
| 世帯数 | 60,568世帯 |



調査に先立って市長に相談する職員

岡崎市と

友好を深めた福山市

立石市長・門田議長をはじめ四十二名の福山市親善使節団が岡崎市を訪れました。

二月十七日午後二時三十分岡崎に到着された使節団一行を、内田市長はじめ市民のみなさんが市民会館にお迎えして、歓迎会を開催、引きつづき歓迎市民芸能祭を行ない、友好を深めました。

また、二月十八日岡崎城や岡崎公園などを案内、友好の木として福山市の木「センダン」を同公園に記念植樹し、なお徳川家ゆかりの大樹寺や市役所を参視し帰福されました。



友好の木を植樹する両市長（岡崎公園にて）



花たばを贈る子どもにほほえむ福山市長・議長
(市民会館ホールにて)

全国一斉 春の火災予防運動

防ごうプロパンガスの

火災や爆発事故

プロパンガスによる火災や事故が発生し、貴重な財産を失っています。これらの火災や事故の大半は不注意によるガス漏れが原因です。みなさんの家庭を守るためつぎのことに注意しましょう。

容器は屋外に

▽ガスボンベは屋外の直射日光のあたらない通風のよい場所に置きましょう。

▽ボンベは、くさり等で転倒防止をしましょう。

▽古いゴムホースは早めに交換しましょう。

▽ゴムホースにはバンドを取りつけましょう。

▽ガス器具には煙突か排気筒を設けましょう

▽風呂釜、湯沸器、ストーブ等の煙突等は必ず屋外に出しましょう。

▽ガス器具のある室には換気口を設けましょう。

▽器具等の点検、手入の励行
▽点火前には必ずガス漏れ

を確かめましょう。

▽黄い炎や、赤い炎は不完全燃焼です。すぐ調整をしましょう。

▽寝る前、外出前には器具コックや元栓を必ず閉めましょう。

▽使用しない元栓やコックにはゴムキャップを使用し、赤テープで印をつけましょう。

臭いがしたらガス漏れ、ガスは空気より重い

▽ガス漏れのときは直ちに付近の火気を消し、容器弁、元栓、器具コック等を閉める。

▽室内の換気を充分に行ない、ガスの臭いが完全に消えるまで火気や電気器具を使用しないこと。

◎今回、市内に西三ガスセンターが設立され、プロパンガスボンベ、器具等の正しい貯蔵、取扱いの点検指導のため調査員が巡回されることになりました。調査員は西三ガスセンター所属調査員で、

正服正帽、身分証明書を持参しています。

調査事項は消費設備、ガス器具の調査点検(無料)ただし部品の交換は実費負担であります。

※ただし調査員は消防署とは関係がありません。

林野火災防ぎよ訓練

とき 三月五日(日)

午前九時
岩戸町矢名平地内
市有林一帯

高層建築物火災防ぎよ訓練

とき 三月八日(水)

午前九時
康生通西三丁目
岡崎ショッピングセンター・レオオ
よび松坂屋岡崎店

林野火災防ぎよ訓練・高層建築物火災防ぎよ訓練の両訓練場所を消防車が赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴して通りますので火災と間違えないよう、また消防車は到着と同時に放水をいたします。

なお、訓練場所附近の水道の水がにごることがありますので、必要な水のため置きをお願いします。

「火事」と

「救急」は一一九番へ

市庁舎周辺整備

懸案だった市庁舎周辺整備のための、スポーツガーデンのボーリング部門との交換売買が、公社、株主、従業員のご理解を得て、二十五日の臨時市議会で承認を得た。

昨年五月、私の就任以来、たくさんの市議や、一般市民から、折角、立派な新庁舎が出来ても、駐車場をはじめ周辺の土地が少なく、市民生活のセンターとして整備が

おこなわれている指摘を受けたが、このようなことはただちに解決できることでもなく、将来その必要性を考えていたところ、

たまたま、六月三十日、市役所東に九四一坪の土地を持つ東武急行運輸屋が、自社所有地にボーリング場を建設する計画を明らかにしたこと、

この問題が派生した。

し、用地譲渡の申し入れをしたが、既に同社は、設計も完了しているとのことで、承諾を得ることが出来ず、他の適地との交換案、隣地交換案等いろいろ折衝をうけたが、相手の受け入れられることならなかった。

この時点で、われわれとしても止むを得ないと断念する考えも相当強かったが、将来の市庁舎周辺整備を考えて検討した結果、公社側の諒解

が得られれば、岡崎市が六割の出資をして、市有地に建設されているスポーツガーデンとの交換売買、ということさらに東武と交渉することを考えた。

内田喜久

諒解を得るよう努力したが、多くの論議を呼ぶに至り、議会としても、慎重審議ということから九月議会で、市庁舎周辺整備特別委員会を設置してご検討を頂くことになった。

その結果、新庁舎東四軒の民家の移転と用地の取得、道路を距てた東側一角の、岡陸タクシーと東武急行の土地、及び消防署との間にある民有地取得という整備方針を決めて頂き、とくに東武急行は、八月二十六日付でボーリング場の建築許可が下りているので、最優先に交渉することになった。

爾来、今日まで委員会においても慎重審議を重ねて頂き、開発公社も二月十九日の臨時株主総会で、圧倒的多数で、営業譲渡をはじめ諸議案をご承認頂いたのである。

このような長い話し合いの末に、ようやく周辺整備計画の第一の課題を果し得たが、今後も一層の努力をして、市庁舎周辺の整備をすすめたいと考える。

そこで、市議会にもこうした考えを説明すると共に、公社及び株主、労働組合にも説明して、ご



働きながら学ぶ生徒を募集

市立岡崎高等学院並に高等学校岡崎教室

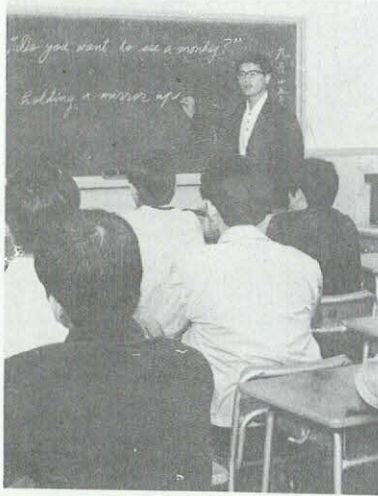
▽所在地：岡崎市伊賀町字西郷中一〇四
 新年度入学生をつぎの要領により募集します。

| 要項 | コース別 | 本 科 | 専 攻 科 | 高等学 校 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------|
| 1 修業年限 | 3 年 | 2 年 | 4 年 | 普通科(準定時制) |
| 2 入学資格 | 中学卒業業者 | 本科卒業または高等学校卒業業者 | 中学卒業業者 | |
| 3 募集人員 | 男女 二〇〇名 | 女子 一〇〇名 | 男女 八〇名 | |
| 4 入学試験 | 書類選考のみ | 同 | 同 | |
| 5 学習教科 | 国語、社会、保健、芸術、和・洋裁、料理、茶、花、手芸、音楽、商・工業、珠算 | 和・洋裁、手芸(科選択)料理、花、茶、音楽等 | 国語、社会、数学、理科、英語、保健、芸術、職業(高校教科) | |
| 6 学習日、時 | 月、水、金曜日のみ 三部 九時〇〇分～一二時〇〇分 二部 一四時五五分～一七時三〇分 一部 一八時三〇分～二二時〇五分 | 同 | 日曜、休祭日以外 毎日 | |
| 7 学 費 | 実習費若干 | 同 | 二年以後約二万円宛 | |
| 8 卒業または修業 | 学院本科の卒業証書 | 学院専攻科の修了証書 | 高等学校の卒業証書(大学受験資格有) | |
| 9 入学手続 | 入学願書 | 同 | 入学願書 調査書 | |
| 10 願書提出期限 | 四月十日(月) | 同 | 同 | |
| 11 始業式 | 四月十六日(日) 午前十時 | 同 | 同上(午後本校の入学式) | |

詳しいことは市立岡崎高等学院(電話二二一六九八五)または岡崎市教育委員会(電話二二一六四三四)にお問い合わせ下さい。

茶道を学ぶ生徒 →

↓ 熱心に外語を学ぶ



市政にもみなさんの力を
 岡崎市では、魅力ある岡崎の町づくりのため、市政モニター制度を設けて、広く市民のみなさんから、市政についての建設的なご意見、ご要望をいただき、市政の参考にしたいと思っております。つぎの要領により市政モニターを募集いたします。

- 記
- 一、モニター職務
 - (1) 市が定めたアンケートに回答していただきます。
 - (2) 市政について、ご意見ご要望を随時提出していただきます。
 - (3) モニター会議(年二回)
 - 二、募集人員
 - 五〇名以内
 - ただし、応募者多数の場合は、年令、居住地等をもとに選考します。
 - 三、応募資格
 - 満二十才以上で、岡崎市内に一年以上住んでおられる市民のかた。(昭和四十六年度の市政モニターのかたは遠慮してください。)
 - 四、任期
 - 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで
 - 五、モニターの謝礼
 - 年額 六、〇〇〇円
 - 六、申込方法
 - 募集要綱ならびに市政モニター申込書は、岡崎市役所企画課および各支所においてお渡しします。
 - 七、申込期限
 - 昭和四十七年三月二十日
 - 八、モニター委嘱決定について
 - 四月上旬に応募者宛に通知します。

国民健康保険だより (11)

健康メモ

リウマチなら胃を大切に
 寒さに一ばんこたえるのがリウマチ、神経痛のある人です。この持病の人は、いざ痛むというときには思い切ったくすりを使って抑えなければなりません。ところがリウマチ、神経痛のくすりは総じて胃に悪いものが多いのです。いきおいリウマチ、神経痛の人はふだん胃を丈夫に保つていていただかないと困るというわけです。もし

お宅にリウマチ、神経痛のお年よりがいらっしゃらば、いやお年よりとは限りません。壮年の人でもこの病気で苦しんでいる人があります。胃をいためたいためにタバコの吸いすぎ、落花生のような不消化物の食べすぎ、宿前の大食、おなか一ぱいの食べすぎそして何よりも、心配事の連続といったことほどきるだけさげなければなりません。

自転車の

防犯登録をしましょう

▽ことしから自転車の防犯登録のラベルが、黄色にかわります。防犯登録は、ラベルの色が二年目ごとにかわり、六年間有効となっています。六年前に赤色のラベルで登録してある自転車は、新しく登録しなおしてください。

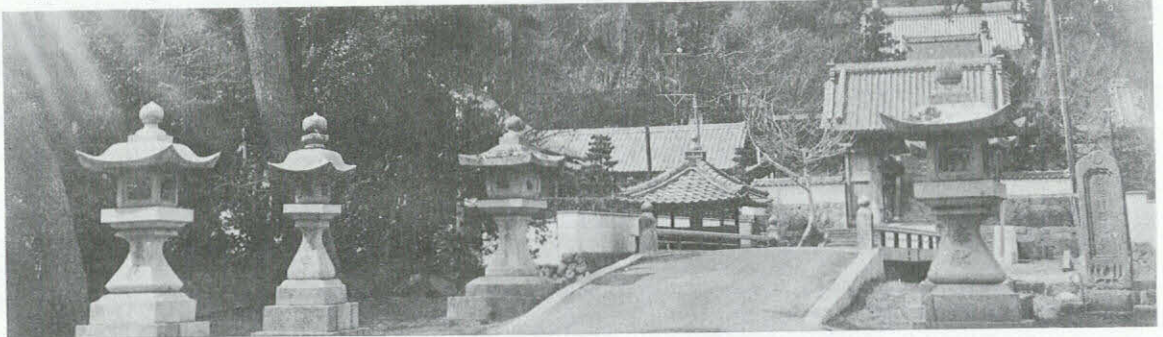
▽自転車の防犯登録は自転車の盗難を防止し、犯罪捜査の手がかりとなるもので、いわば、自転車の「登記」のようなものです。古い赤色のラベルは台帳から消さ

れることとなっています。▽岡崎署管内の自転車の盗難がふえています。新しく自転車を買われたかた、また、防犯登録を知らなかったかたも、この機会に、大切な財産を守るために、ぜひ登録をさせていただきます。ようお勧めいたします。

登録をする場所 近くの自転車屋さん

登録の手数料 一〇〇円

登録期間 別に指定されません。なるべく早く。



文化財めぐり (20)

寺 蔵 法

山本宿町寺
 車下駅本宿電車名



市指定文化財

◎山越阿弥陀如来像 (一幅)

山上に阿弥陀如来が上半身を現わした浄土門徒を宗敬する像で、宝町時代作といわれております。

◎二十五菩薩来迎図 (一幅)

宝町時代の作だが生地の腐蝕が甚だしく、画面も不鮮明であります。

◎喜導大師像 (一幅)

切金の手法を用いて描かれた鎌倉時代の作。

◎渡唐天神像 (一幅)

家康が幼少七才の竹千代のころ武事修学の神としていた天神で、常に礼拝していた像と寺伝に伝えられる。

◎木造聖観音菩薩立像 (一軀)

一木造りで高さ一〇八、一七センチ、製作未完成だが平安末期の作と見られ、大まかで素朴味わなのある作。

◎破魔弓 (一張)

家康愛用のものといわれ鯨のひげで作られ、桃山時代の作。

◎青磁花瓶 (一口)

高さ七一、二センチ、口径三一、八一センチ、中国の明時代の作で非常に逸品、松平家からの寄進

◎利剣名号御下帷子 (一校)

家康が三方ヶ原の戦に着用したものといわれ、「南無阿弥陀仏」の六字を大書し、決死の覚悟であったといわれる。

◎松平藏人佐元康制札 (一面)

永禄三年(一五六〇)五月、今川義元が桶狭間で没すると、家康は岡崎城に帰り、直ちに三河経営に着手した、その時の制札で「松平藏人、永禄三年七月九日、元康」と書かれている。

◎銅鐸 (一口)

鑄上りの非常にはっきりとしたもので、ほとんど無きで寺伝に出土場所や経過なども判明している。

◎法蔵寺の桜

地上に根廻り、四メートルくらいの幹の腐蝕した部分が残っている。現在はこの幹から出た孫の若木が花をつけている。老木の幹は家康の手植えの桜と寺伝は伝えている。

以上十一点が昭和三十五年三月十日に指定されております。

なお、他に六角堂観音、東照宮、嘉勝水、神君御草紙掛松、新選組隊長近藤勇の首塚等数多くの名蹟もあります。

三河郷友 学生会寮 入寮者募集中

昭和四十七年度財団法人三河郷友学生会寮の入寮者につきのとおり募集いたします。

募集人員 十七名(一年生)

所在地 東京都文京区小石川五丁目十九

一三十七(東京教育大学南隣)

応募資格 (1)岡崎市出身者で東京およびその近郊の大学に本年度一年生として入学が決定(見込)した昼間部男子学生

(2)学術優秀、志操中正、身体健全な人

(3)寮費等の支払いのできる人

(4)確実な保証人(二名、うち一名は父兄

)のある人

寮費等 (1)入資金一五、〇〇〇円

(2)父兄寄附一〇〇一、〇〇〇円(四口以上)

(3)寮費三、五〇〇円(月額として、

寮料、雑費)

(4)食費実費

募集期限 昭和四十七年三月二十日

入寮選考 昭和四十七年三月二十七日

(月)九時

入寮決定 昭和四十七年三月二十九日

(水)

願書提出先および用紙の交付 岡崎市

教育委員会庶務課まで(電話三三六四

二〇番)



市民交通傷害保険に 加入しましょう

昨年四月一日以降に加入していただきました市民交通傷害保険は、きたる四月三十日(満期)となりますので、五月一日から一年間効力のある市民交通傷害保険の受付につきのとおり行ないます。

保険期間 五月一日から翌年四月三十日

まで

申込受付開始 四月一日から

保険料 一人につき四百八十円(一年分

)、生活保護世帯半額

申込方法 各町の総代さんを通じ各世帯

に申込書入りのちらしを配布しますので、

申込書に記入のうえ保険料をそえて市民課または各支所へ提出してください。

※追加事項

なお、過年度加入者のかたで被害にあわれ、まだ保険金の請求書を提出されていないかたは、お早めに市民課または各支所まで提出してください。

※参考事項

過年度加入者の被害状況はつきのとおりです。

加入者六七、一一〇人のうち、被害者

四三九人のうち死亡者一九人。

壮年体力テストの実施

どんな環境にある人でも健康であり、すぐれた体力を維持することが大切です。人々が自己の体力やスポーツ活動の基本となる運動能力の現状を確かめ、その結果に基づいて、不足している体力や能力を高めるように努力するとともに、健康に自信をもって生活できるようにするため壮年体力テストを行ないますので

多数ご参加ください。

とき 昭和四十七年三月十八日(土)・午後六時開始

(雨天時は三月二十五日)

ところ 岡崎公園グラウンド

参加人員 一〇〇名(先着順)

対象 三十才から六十才までの男女

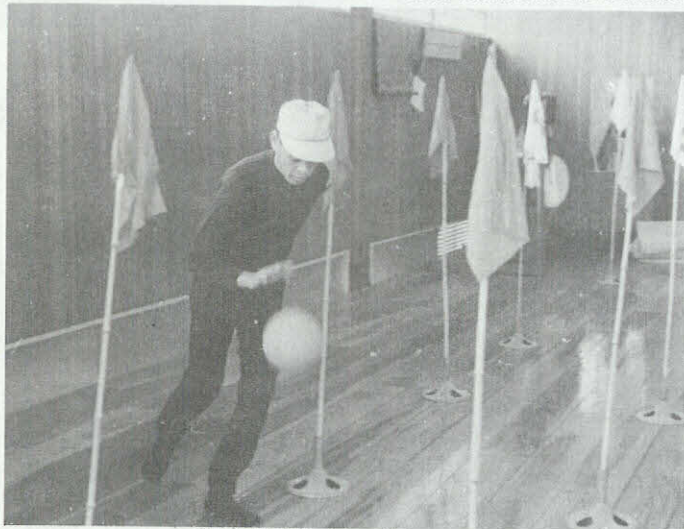
服装 運動のできる服装

参加料は無料です

申し込みは三月十日(金)まで

申し込みは三月十日(金)まで

申し込みは三月十日(金)まで



ジグザグドリブルで体力テスト

テスト内容

(1)敏捷性(反復横とび)

(2)瞬発力(垂直とび)

(3)筋力(握力)

(4)巧緻性(ジグザグドリブル)

(5)持久性(急歩)

以上五種目で、各種目とも得点表によって体力を判定し、体力年令を判定します。

申込 三月十日(金)までに、ハガキに住所、氏名年令、性別、電話番号を記入のうえ岡崎市教育委員会壮年体力テスト係(岡崎市十王町二丁目九番地)までお申し込みください。(電話での受付はいたしません。)

傷害処置 主催者は、この体力測定(運動)について危険のないよう安全に留意しますが、万一事故の発生を見た場合これによって生じた傷害・疾病などにかかわる応急処置のみは主催者でいたしますが、その後の治療またはその費用の負担ならびに傷害・疾病の結果についての賠償などの責任は負いませんので、この趣旨を承諾のうえ参加ください。

宅地開発許可等の事務移譲

従来県でおこなわれていた都市計画法にもとづく開発許可および建築許可ならびに建築基準法にもとづく道路位置指定の申請の許可

四月から建築確認事務の一部が市に移管されます

一部が市に移管されます

建物を建てたり、工作物を設けるときは、建築基準法により、建築主事の確認を受けなければなりません。が、今までは、すべて県の建築主事がこれを行なってきました。

四月一日からこの一部が市に移され、市の建築主事がこれを行なうこととなります。確認の対象となるのは、つぎのものです。

一、特殊建築物は、用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下

二、木造建築物は、階数が二以下のもので、延べ面積が五百平方メートル以下のもの

三、非木造建築物は、階数が一のもので、延べ面積が二百平方メートル以下のもの

四、高さが六メートルをこえる煙突および四メートルをこえる広告塔、広告板、装飾塔、記念塔などで、十メートル以下のもの

五、高さが二メートルをこえ、三メートル以下の擁壁

屋外広告物の設置は必ず許可を

必ず許可を

現在は、広告時代といわれますように、市内の道路や空地、電柱、家の囲いなどいたるところにポスターやはり札、立看板など、数多くの屋外広告物が設置されておりますが、これらの広告物の多数が無許可であり、また期限切のものが多いつまでも放置されている光景がよく見られます。これは非常に町の美観をそこなっています。屋外広告物は常時またはある一定期間続けて屋外に表示して宣伝などのために使用する広告物で、つぎのようなものがあります。

屋外広告物のあり方

(1) 田や山の中に建っている野だて広告物
(2) 家や軒先、壁などに表示されている広告や、はり紙、はり札、立看板
(3) 屋上のネオンや建物から突出している広告物またはアドバルーン
愛知県では、これらの屋外広告物が町の美観や自然の美しさをこわしたり、みなさんに危害をおよぼさないようにするため、愛知県

屋外広告物条例を定めて、これらの屋外広告物を表示するときは許可を受けなければ表示できないように定めております。美しい自然環境を維持し、町を美しく住みよくするために、みなさまのご協力をお願いいたします。

禁止区域

- (1) 風致地区(天神山、大樹寺、竜北、甲山、足延、竜宮、竜城、六名、藤川、南部、小豆坂、保母、竜美)
- (2) 住居専用地区(稲熊、石神、甲山、梅園、明大寺、竜美ヶ丘、羽根)
- (3) 文化財の建造物の周囲五十メートル
- (4) 保安林
- (5) 高速自動車国道(東名)および新幹線の路端から五〇〇メートル以内(障害物等により展望がでなればよい。)
- (6) 国道一号线および名古屋鉄道本線の路端から一〇〇メートル以内
- (7) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、古墳、墓地、火葬場、葬祭場、神社寺院、教会の敷地内

禁止物件

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造および分離帯
- (2) 街路樹、路傍樹
- (3) 信号機、道路標識、道路上の柵

- (4) 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- (5) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、路上変電塔
- (6) 送電鉄塔、送受信塔
- (7) 煙突、ガスタンク、水道タンク
- (8) 銅像、神仏像、記念碑
- (9) 電柱、街灯柱、その他これに類するものには、はり紙、はり札または立看板を表示してはならない。

屋外広告物の手続きは市役所都市計画課へ

屋外広告物の許可期限は一年以内です。(ただし、立看板、はり紙、広告幕、アドバルーンなどは一ヶ月以内許可されます。)この期間が過ぎて引続き表示する場合は、許可の更新を受けなければなりません。申請書に、設計図など必要書類をつけなければなりません。立看板、はり紙、はり札、広告幕などは必要ありません。屋外広告物の許可を受けるときは所定の手数料が必要で。

なお、屋外広告物については、いろいろの設置基準がありますので、市役所都市計画課庶務係へご相談ください。

固定資産課税台帳を縦覧

固定資産課税台帳を縦覧されるかたは、3月1日から3月21日までに、市役所資産課税課へおいでください。

は、つぎのものです。一、特殊建築物は、用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下

市民相談室

電話 三一六四九二番

人権相談

とき 毎月第二水曜日(三月八日)午後一時~四時
相談員 人権擁護委員(岡田金蔵、岩月たつ、神取武史)、名古屋法務局岡崎支局職員

行政相談

とき 毎月第二水曜日(三月八日)午後一時~四時
相談員 行政相談委員(小野坂雄)

法律相談(予約制)

とき 毎月第二、第四月曜日(三月十三日、二十七日)午後一時~四時
相談員 名古屋弁護士会岡崎支部弁護士

交通事故相談

とき 毎週月曜日、午前十時~午後四時
相談員 県交通相談員

割引販売日をご利用ください

青果物 毎月第3土曜日
鶏肉 毎月10日
豚肉 毎月29日

不要犬の

巡回買い上げ

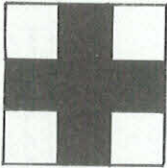
野犬の発生を防止するため、不要犬の買い上げをつぎの日程により実施しますから不要な犬は、つぎの会場へ連れてきてください。(その際、印鑑をご持参ください。)

| 時間 | 月日 | 3月23日(木) | 3月29日(水) |
|----|---------------|-----------|----------|
| 午前 | 10時00分~10時15分 | 六ツ美農協中島支所 | 福岡会館 |
| | 10時45分~11時00分 | 六ツ美支所 | 戸崎心城寺 |
| | 11時30分~11時45分 | 矢作農協 | 平地中公民館 |
| 午後 | 1時00分~1時15分 | 矢作農協長瀬支所 | 袁川公民館 |
| | 1時45分~2時00分 | 葵農協奥殿出張所 | 藤川連絡所 |
| | 2時30分~2時45分 | 岩津支所 | 本宿連絡所 |
| | 3時15分~3時30分 | 葵農協常磐支所 | 河合連絡所 |

とっさの時に
避けられますか

その運転で

(交通安全年間スロウガン)



3月中

突発患者
のための

休日緊急当直医師

緊急当直担当時間 午前8時~翌日午前8時

| | 5日 | 12日 | 19日 | 20日 | 26日 |
|----------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 内科または小児科 | 齊藤胃腸科(伝馬3) 電話21-0555番 酒井医院(矢作) 電話31-2036番 船川医院(明大寺) 電話51-1897番 | 後藤医院(伝馬3) 電話21-4071番 にのみ医院(矢作) 電話31-5230番 小坂医院(明大寺) 電話51-3353番 | 蜂須賀医院(中町) 電話21-1554番 長坂記念病院(能見) 電話21-2032番 林医院(明大寺) 電話51-1875番 | 長嶋医院(両町) 電話22-0406番 長坂記念病院(矢作橋) 電話31-3170番 安藤医院(大平) 電話21-1845番 | オハラ医院(中町) 電話21-6308番 新海医院(板屋) 電話21-0023番 川瀬医院(美合) 電話51-1887番 |
| 外科 | 別府医院(鴨田) 電話22-4139番 | 林病院(伊賀) 電話23-5221番 | 長坂記念病院(能見) 電話21-2032番 | 竹内医院(松本1) 電話22-1260番 | 中沢医院(松本1) 電話22-3473番 |
| 産婦人科 | 内田病院(康生南) 電話21-5171番 | 柿沼医院(康生南) 電話21-5357番 | 村川医院(十王2) 電話21-4511番 | 大原医院(十王1) 電話21-1585番 | 芦池医院(明大寺) 電話51-4853番 |
| 皮泌尿科 | 杉浦医院(美合) 電話51-1816番 | 松下医院(明大寺) 電話51-5094番 | 橋本医院(康生南) 電話22-3497番 | みしま医院(康生南) 電話21-1648番 | 松本医院(元能見) 電話21-6306番 |
| 耳鼻咽喉科 | 黒田医院(柱) 電話52-0453番 | 松下医院(明大寺) 電話51-5094番 | 康生病院(康生南) 電話21-1340番 | 島田医院(伝馬1) 電話21-3387番 | 山本病院(連尺1) 電話21-0359番 |
| 眼科 | 桐淵医院(唐沢) 電話22-1291番 | 矢藤医院(能見) 電話21-0641番 | 粟屋医院(鴨田) 電話21-3656番 | 南部医院(羽根) 電話51-5334番 | 岡田医院(八幡1) 電話21-0134番 |